

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和4年12月8日

旭市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

| 種類 | | | | 実施地域等 | | 実施期間 | 実施主体 |
|------|------|------|------|--------|-------------|--------------|-----------------|
| 1号事業 | 2号事業 | 3号事業 | 4号事業 | 地域 | 重点区域との重複の有無 | | |
| ○ | / | / | / | 旭市秋田地区 | 無 | 平成30年度～令和4年度 | 春海・椿海・豊和地区環境保全会 |